



きゅうふさぶり

Vol.9

● 掲載内容

TOPIC 1 ケアプラン検証について

TOPIC 2 介護保険課からのお知らせ

給付適正化で！



発行のごあいさつ

日頃より町田市介護保険事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。介護給付費を過不足なく、皆さんに適正に給付していくために、町田市では介護給付の適正化事業を行っております。

町田市の介護サービスの利用人数は約2万人となっており、行政の適正化事業だけでなく、皆さん一人一人が適正なケアプランを作成していただくことこそが一番大切です。

～適正化の最前線はケアマネジャーの皆さんです！～

この「きゅうふさぶり」はそんなケアマネジャーの皆さんが適正なプランを作成する上で、考え方の一助になればと思い、発行させていただきますので、ご一読のほどよろしくお願いいたします。

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証について

令和3年10月に、居宅介護支援基準省令により、区分支給限度基準額の7割、かつ訪問介護の割合がサービス費の総額の6割以上となるケアプランを作成した事業所は、届出が必要となりました。ケアプラン検証について理解を深めていきましょう！

制度の目的

より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることで、ケアプランの作成に資することを目的として、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護の利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出し、点検・検証することになりました。ケアマネジャーの視点だけでなく多職種で検討することで、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すことを目的としています。

なお、この制度は、サービスの利用を制限するものではありません。

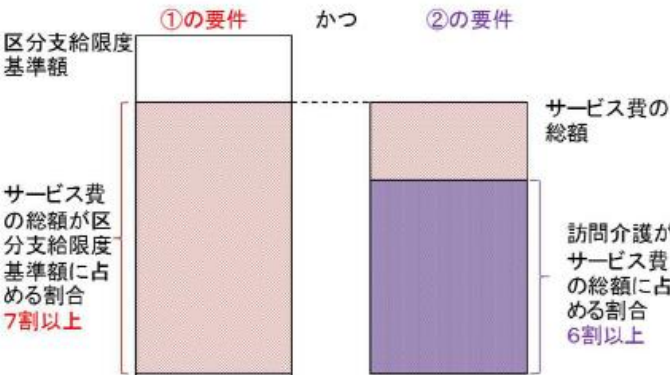
介護保険最新情報
Vol. 1009も
確認しましょう！！



対象の抽出要件

抽出要件①・②のどちらにもあてはまる居宅介護支援事業所のうち町田市で指定したものが対象となります。

- ① 区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
- ② 利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」



1. まずはケアマネ事業所単位で要件①・②に該当しているかを確認



2. 次に、要件①・②に該当しているケアプランを介護度別に1件ずつ以上を保険者が指定し、届出を求める

対象事業所の抽出と対象者の抽出の2つを行っています。

対象事業所の抽出

- ① 合計した事業所全体の区分支給限度基準額の利用割合が7割以上の事業所
- ② ①の内、サービスの利用割合の6割以上が「訪問介護サービス」の事業所

対象者の抽出

- ① 対象事業所の中で区分支給限度基準額の利用割合が7割以上のケアプラン
- ② ①の内、サービスの利用割合の6割以上が「訪問介護サービス」のケアプラン

届出書類・届出時期

届出が必要な場合は、町田市から個別に事業所にご連絡いたします。

【届出書類】

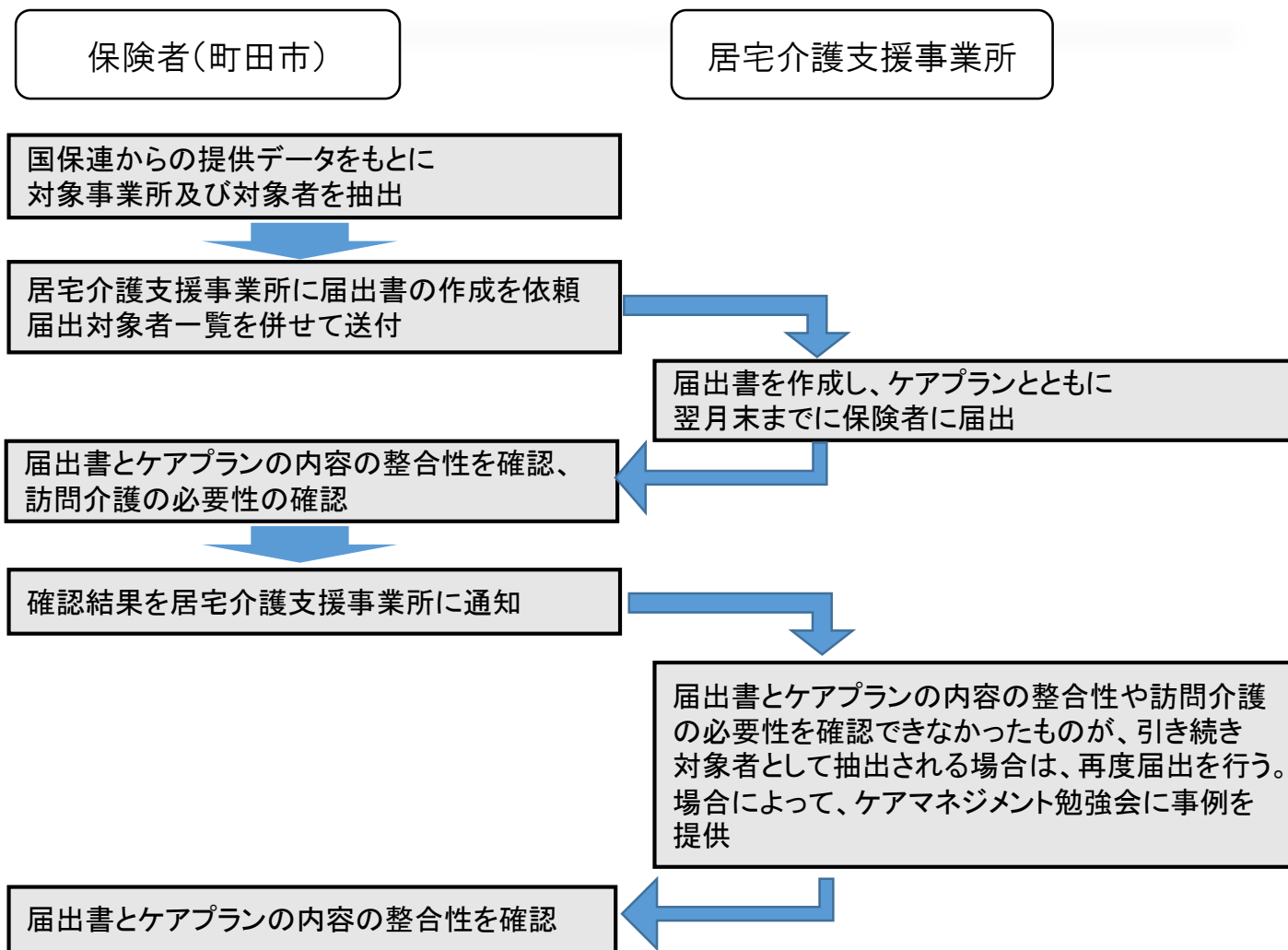
- 居宅サービス計画書(第1表～4表)
- ケアプラン検証における居宅サービス計画書等の届出書(町田市から送付)

※市から送付する届出対象者一覧に記載されている介護度別に1件ずつ届出が必要となります。

【届出時期】

- 通知を受領した翌月末までに町田市に提出

届出の流れ



サービスを位置付ける理由を第三者が見ても
わかるように記録に残しましょう。

届出をしたケアプランのほか、事業所内で同様・類似の
内容で作成しているケアプランについても見直しの再検
討を行いましょう。

介護保険課からのお知らせ

感染症対策の強化が義務づけられました。

令和3年度の制度改正にて、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等が義務づけられました。

（2024年3月までの経過措置期間あり）

BCP（業務継続計画）の策定が義務づけられました。

令和3年度の制度改正にて、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等が義務づけられました。

（2024年3月までの経過措置期間あり）

なお、厚労省では、BCPの策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドラインを作成しています。

厚労省ホームページ

>政策について>分野別の政策一覧

>福祉・介護>介護・高齢者福祉

>介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

居宅介護支援事業所の管理者要件が見直されました。

平成30年度の制度改正にて、業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、主任ケアマネジャーを管理者にすることが義務づけられました。

令和3年3月31日時点で、主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所については、当該管理者が管理者である限り、「管理者を主任ケアマネジャーとする要件」の適用を令和9年3月31日まで猶予しています。

業務管理や人材育成の観点から、経過措置期間の終了を待たず、なるべく早めに管理者として主任ケアマネジャーを配置できるよう検討をお願いいたします。

高齢者虐待防止の推進が義務付けられました。

令和3年度の制度改正にて、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めた上で、「虐待の防止のための措置に関する事項」を運営規程に追加することが義務付けられました。

（2024年3月までの経過措置期間あり）

なお、これに伴い運営規程を変更した場合は、いきいき総務課施設整備係（2023年4月からは介護保険課給付係）まで届出が必要です。

給付適正化で！



<編集・発行元>

町田市役所介護保険課給付係 適正化担当

住所：町田市森野2-2-22

電話：042-724-4366